

目 次

令和3年3月16日（火曜日）

議事日程（第3号）

開議（午前9時30分）	77
付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告	77
（総務建設常任委員会）	77
（教育民生常任委員会）	81
委員長報告に対する質疑	84
（総務建設常任委員会）	84
（教育民生常任委員会）	84
一般質問	84
2番（鈴木美香君）	84
休憩（午前10時12分）	90
再開（午前10時24分）	90
2番（鈴木美香君）	90
休憩（午前10時25分）	90
再開（午前10時30分）	91
1番（茂木邦夫君）	91
6番（岡本経治君）	98
休憩（午前11時11分）	105
再開（午前11時15分）	105
8番（福本耕太君）	105
休憩（午前11時55分）	117
再開（午後0時00分）	118
討論、採決（議案第6号～議案第25号）	118
休憩（午後0時16分）	128
再開（午後0時20分）	128
議事日程（第3号追加1）	
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	129
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	129
討論、採決（発議第1号）	130
閉会中の継続調査申出）	130
閉会（午後0時23分）	131

令和3年3月16日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	総 務 課 係 長（須浪博文）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第3号

別紙のとおり

令和3年3月土庄町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月16日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第15号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第16号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第17号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第18号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第19号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第20号 土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 9 議案第21号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第22号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第23号 土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第24号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第25号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第6号 令和3年度土庄町一般会計予算
- 第 15 議案第7号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 16 議案第8号 令和3年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 17 議案第9号 令和3年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 18 議案第10号 令和3年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第 19 議案第11号 令和3年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 20 議案第12号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第13号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 22 議案第14号 令和3年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 23 閉会中の継続調査申出について

令和3年3月土庄町議会定例会議事日程（第3号追加1）

令和3年3月16日(火曜日)午前9時30分 開議

追加第1 発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例

開議

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、各座席については、間隔を空けて、着席していただくことにしておりますのでご了承ください。

また、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。

なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭にご発言をお願いいたします。発言後には係員がマイクの消毒を行います。

また、換気のための休憩は、40分程度を目途に取ることにいたします。短い間隔での休憩となる場合がありますが、ご協力をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案についての審査結果報告及び調査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について、各常任委員会の審査結果報告及び調査結果報告を議題といたします。本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

3月4日に令和3年度当初予算、条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて3月9日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について各所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず税務課より、議案第6号の税務課所管部分の予算は、1億2524万6千円で前年度に比べ115万3千円、0.9%の増です。

主な要因としては、人事異動に伴う職員給与費と3年に一度実施する固定資産実地調査業務委託料の増によるものです。

また、歳入の町税については、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置などにより、前年度と比較して固定資産税で約2500万円、町民税で約3500万円、入湯税で約1900万円の減収見込みとなっており、町税全体では7993万6

千円減の 14 億 4692 万 1 千円の収入見込みとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮できていない部分もあり、見直しが必要となる可能性があるとの説明がありました。

続いて出納室より、議案第 6 号の出納室所管部分の予算は、2925 万 4 千円で前年度に比べ 536 万円、15.5%の減です。

主な要因は、出納室金庫の新規購入費などが増となる一方で、債権管理費において法律相談委託料の付け替えと体制の縮小などにより、減額となったものです。また歳入は、町預金利子、収入印紙等売捌手数料、病院事業収入滞納繰越分について、実績などにより計上しているとの説明がありました。

委員から債権管理室について、旧土庄中央病院未収金の状況と減員の影響について質問があり、執行部から旧土庄中央病院未収金は、年度末には 150 万円程度にしたい、また債権管理室が減員となった分は税務課が増員となっており、連携して対応しているとの回答がありました。

続いて総務課より、議案第 6 号の総務課所管部分の予算は、26 億 668 万 5 千円で前年度に比べ 11 億 3881 万 5 千円、30.4%の減です。

減額の要因としては、土庄町庁舎建設事業の減、デジタル防災行政無線整備事業等の皆減などによるものです。

令和 3 年度の主な事業として、旧土庄高校 3 号館校舎改修事業や新庁舎移転に伴う防災行政無線の操作卓等の移転、衆議院議員、町長選挙等に係る経費が計上されています。

委員から、旧土庄高校 3 号館校舎改修費用の概要について質問があり、電気設備、浄化槽再稼働費、空調設備等に係る経費であると説明がありました。また、庁舎移転業務に係る委託料について質問があり、情報システム、ネットワーク関係を新庁舎に移設して再構築し、稼働に支障が出ないようにテスト確認するまでの全ての業務を行うため高額であるが、書類等は職員が運搬するなど経費を抑える計画であるとの回答がありました。

続いて企画課より、議案第 6 号の企画課所管部分の予算は、9 億 6764 万 2 千円で前年度に比べ 2 億 3669 万 9 千円、32.4%の増です。

増額の要因としては、離島航路運営費補助金、ふるさと納税推進事業が増額となったほか、新規事業として、空き家バンク登録物件を購入した県外事業者に対する改修費及び通信環境整備費の補助や少子化・人口減少への対策として、婚姻する若年層に対し、引越費用や居住費の一部の補助を行うとのことでした。

また、人事評価制度の見直しを行うための支援業務委託料や定年延長に伴う例規整備の支援業務委託料を計上していると説明がありました。

次に、議案第 15 号「土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例」は、効果的で効率的に事務を遂行するため分掌事務を見直すとともに、企

画課の名称を企画財政課に変更するとのことでした。

委員から、ふるさと納税の委託料の内容について質問があり、各ポータルサイトに係る委託料であるとの回答がありました。

続いて建設課より、議案第 6 号の建設課所管部分の予算は、12 億 922 万 9 千円で前年度に比べ 3 億 4783 万 5 千円、40.4%の増です。増加の主な要因は、沖之島離島架橋事業の工事着手によるものです。

主な事業として、都市計画区域マスタープランの策定、大谷ポンプ場管路工事に伴う工損調査、宮ノ下ポンプ場改築工事、大木戸住宅の内部改修工事及び浄化槽更新工事を予定していると説明がありました。また、大部住宅で建て替え事業が完了したことにより、次期計画として行者原住宅の基本計画を策定するとのことでした。

次に、議案第 8 号「令和 3 年度港湾整備事業特別会計」は、4246 万 7 千円で前年度より 417 万 2 千円、10.9%の増となっています。

議案第 9 号「令和 3 年度宅地造成事業特別会計」は、7959 万 4 千円で前年度より 10 万 1 千円、0.1%の増です。

委員から、都市計画区域マスタープランについて、計画に必要な項目、不要な項目を検証し、将来的に有益な計画にするよう意見がありました。

続いて議会事務局・監査委員事務局より、議案第 6 号の所管部分の予算は、8904 万 3 千円で前年度に比べ 357 万 9 千円、4.2%の増です。

増額の要因は、議会タブレットの導入経費、議会広報のレイアウトの見直しによる印刷製本費及び監査委員報酬額の増によるものです。

また、議案第 16 号「土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」においては、監査委員報酬を改正すると説明がありました。

続いて商工観光課より、議案第 6 号の商工観光課所管部分の予算は、2 億 8395 万 1 千円で前年度より 4335 万 3 千円、18.0%の増です。

増額の主な要因は、中小企業融資預託金の増や土庄町・小豆島町の両商工会が主体となって行う小豆島ブランド推進委員会の長期的な戦略構築費の計上によるものです。

また、引き続きアニメ「からかい上手の高木さん」を活用したまちづくりに関する施策を行うほか、日本遺産「石の島」の実績と新年度の事業計画についての説明がありました。

委員からは、小豆島ブランド推進委員会における行政の立場についての質問があり、執行部から土庄町・小豆島町は、監事という立場であり、事業内容や進捗状況を十分確認した上で、適宜、委員会に報告するとの回答がありました。

続いて、農林水産課より議案第 6 号の農林水産課所管部分の予算は、3 億 1375

万6千円、前年度に比べ316万9千円、1.0%の減額です。有害鳥獣被害防止対策事業は、捕獲頭数の減により大幅に経費が減少したとのことです。

令和3年度の主な事業としては、小豆島町と共同で農産物の海上輸送費支援や小豆島オリーブ牛の振興及び水産の振興を目的に、新たに地域おこし協力隊の採用を予定しているとのことです。

次に、議案第10号「令和3年度大鐸財産区事業特別会計」は、391万7千円、前年度に比べ36万8千円、8.6%の減です。主な要因としては、森林国営保険料等の減額によるものです。

次に、議案第11号「令和3年度農業集落排水事業特別会計」は、2301万4千円で前年度より427万2千円、15.7%の減です。

主な要因としては、公営企業会計の移行に伴い、令和2年度に行った資産台帳を作成するための固定資産調査・評価業務委託に係る費用の減によるものです。

次に、議案第16号「土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、農林水産課所管の部分は、豊島地区における鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、捕獲される有害鳥獣によって確認等の作業に違いがあるため、報酬の見直しを行ったとの説明がありました。

委員から、有害鳥獣の捕獲頭数が減っているのは、これまでの捕獲の成果か、また農作物の被害は減っているのかとの質問があり、小豆島全体で捕獲頭数が減っているが、要因は今の段階では判断できないと専門家から聞いている、被害については減少していると回答がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、各課から説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、付託議案以外の議題について、農林水産課から説明を受けましたので、調査結果を報告します。

2月17日開催の当委員会において、「やさい工房」の使用者カトーレック株式会社と3月末で契約終了になると報告があった件について、その後、別の業者から工場を使用したい旨の連絡があったとのことです。

当初は、カトーレック株式会社の撤退理由の一つである虫の発生原因と改修費用を検討してから公募する予定としていたが、申し出のあった業者側は現在の工場の状態でよいとのことである。町としてもこのまま工場を閉鎖すれば機器類に異常が出る恐れがあり、できるだけ早く稼働させたいので、現状のままでの公募を早急にホームページ等に掲載し、4月早々に選考委員会を開催した上で、業者選定をしたいと説明がありました。

委員から、現状のまま機器類が壊れた場合の費用は、町が負担するのかと

の質問に対し、現在の契約内容では、50万円以下の修繕は借りた人に直してもらおう。50万円以上のものは品目によって検討はするが、耐用年数によって対応は変わってくるとの回答がありました。

以上で、総務建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました令和3年度当初予算及び条例関係議案について、3月10日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第6号の教育総務課所管部分の予算は、11億594万5千円、前年度に比べ1億724万1千円、10.7%の増です。

増額の主な要因は、四海こども園の新園舎建設や中学校における講師及び特別支援員の増員、中央学校給食センターの厨房機器の更新工事によるものと説明がありました。

また、議案第16号「土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、国の新たな取り組みによる学校運営協議会制度の導入に伴う改正であるとの説明がありました。

続いて生涯学習課より、議案第6号の生涯学習課所管部分の予算は、2億9289万5千円、前年度に比べ882万8千円、3.1%の増です。

増額の主な要因は、令和4年度に旧土庄高校3号館に移転を予定している放課後子ども教室の土庄教室・湊崎教室について、土庄小学校から児童がより安全に通えるための進入路の改修工事を行うほか、東京オリンピック聖火リレー及びホストタウン交流事業、湊崎公民館の屋根修繕などの費用の増加によるものです。

委員から、ホストタウン交流事業に伴うPCR検査の対象者について質問があり、対象者はホストタウン事業で交流するマルタ共和国のオリンピック選手団及び一定の接触が見込まれる住民等であると回答がありました。

続いて、議案第21号「土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例」は、湊崎公民館を2階から1階へ移すことに伴い改正するものである。

また、議案第22号「土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、旧土庄高校グラウンドの名称変更及び新たに追加されたグラウンドを追加するものである。

議案第23号「土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例」は、勤労者体育館の運用停止及び旧土庄高校体育館の名称を「土庄第二体育館」に変更しようとするものであると説明がありました。

委員から、土庄第二体育館の使用料について質問があり、勤労者体育館の料金と変わらないと回答がありました。また、体育館の名称について、今後、愛称を考えてもいいのではないかとの意見があり、将来的には検討したいとの回答がありました。

続いて健康福祉課より、議案第 6 号、健康福祉課所管部分の予算は、19 億 8465 万 9 千円で前年度に比べ 3537 万 7 千円、1.8%の増です。

増加の主な要因は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に組み替えたこと及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増によるものとの説明がありました。

主な事業としては、地域福祉計画の策定、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施などです。

委員から、通院困難者支援事業や予防接種事業及びがん検診事業の減額理由等に関する質問があり、いずれも実績に基づき減額している。検診の受診率は、上昇傾向にあるとの回答がありました。

次に、議案第 7 号「国民健康保険事業特別会計予算」は、20 億 3092 万 7 千円で前年度に比べ 3543 万 7 千円、1.7%の減です。

減額の理由は、一般被保険者数の減少、退職者医療制度の経過措置終了、一人あたりの医療費の減少等により、療養給付費が減少傾向にあることによるものとの説明がありました。

委員から、賦課徴収費の財源について質問があり、国の調整交付金、督促手数料、財政調整基金等を充当しているとの回答がありました。

次に、議案第 12 号「介護保険事業特別会計予算」は、20 億 5775 万 9 千円で前年度に比べ 4864 万 6 千円、2.4%の増です。

増額の理由としては、訪問介護、訪問看護等の居宅サービスをはじめ、小規模多機能型居宅介護利用者の増加などに伴い、保険給付費が増額する見込みである。また、歳入は介護保険料の改定に伴い、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る保険料が増額する見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第 13 号「福祉サービス事業特別会計予算」は、9294 万 4 千円で前年度に比べ 271 万 4 千円、2.8%の減です。

減額の理由は、事業実績に応じてホームヘルパー等の人件費の組み替えを行ったことによるものとの説明がありました。

次に、議案第 14 号「後期高齢者医療特別会計予算」は、2 億 5884 万 6 千円で前年度に比べ 1983 万 9 千円、7.1%の減です。

減額の主な要因は、保健事業及び健康診査等事業費を一般会計に組み替えた

ことによるものと説明がありました。

続いて、議案第 19 号「土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、令和 2 年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除から 10 万円を基礎控除へ振り替えるなど、個人所得税の見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

次に、議案第 24 号「土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものとの説明がありました。

次に、議案第 25 号「土庄町介護保険条例の一部を改正する条例」は、第 8 期介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴う新型コロナウイルスの定義を変更するものとの説明がありました。

続いて住民環境課より、議案第 6 号の住民環境課所管部分の予算額は、7 億 8569 万 5 千円、前年度に比べ 4 億 1172 万 1 千円、34.4%の減です。

減額の主な要因は、戸籍システムのクラウド化の構築完了、太陽光発電による蓄電整備の完了及び御影浄苑の施設修繕費について、令和 4 年から設備の更新事業を予定しているため、令和 3 年度は必要最小限の修繕のみにしたことにより減額となったものとの説明がありました。

その他、不燃ごみについて、綾川町と三重県伊賀市の民間施設に島外搬出し処分するとの説明がありました。

委員から、御影浄苑の施設修繕費は、必要最低限の修繕で 1500 万円計上されているが、今後もかかり続けるのかとの質問があり、令和 4 年度から基幹改良工事を行えば、その後は耐用年数に応じた修繕となるので、現状より低額になると思われるとの回答がありました。

また、委員から空き家実態調査に対して質問があり、執行部から 5 年に 1 回調査を実施し、空き家対策等計画を策定しなければならないことになっている。調査によって現在の空き家数や危険な空き家の比率などが分かると回答がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から議案第 6 号 令和 3 年度一般会計予算の教育総務課及び住民環境課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告及び調査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

おはようございます。2番、立憲民主党鈴木美香です。

まず、最初に、さっそく1つ目の質問にまいります。防災教育にフェーズフリーの導入を。フェーズフリーとは、「日常」と「非常時」の垣根を取り払い、

身の回りにあるものやサービスを、日常、非常時を問わず役立てるという考え方であり、近年、防災の新しい概念として注目されています。

例えば、学校の算数の授業で、地図上で自宅と周辺施設や避難施設との距離・高さなどを確認する、国語で防災に関する慣用句やことわざを考えるなど、普段の授業で防災に関わるテーマを日常的、継続的に取り入れることにより、より身近で生活に即した防災知識が身につくこととなります。

毎年どこかで豪雨、地震、高潮など大きな災害が発生しており、島も他人事ではありません。今後フェーズフリーの考え方を学校の防災教育に取り入れる考えはおありでしょうか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員ご指摘のフェーズフリーの考え方については、その中で平常時と災害時という社会の垣根を取り払う、そういう趣旨があるかと思えます。この点においては、学校では普段からさまざまな活動の中で、子どもたちに注意や呼びかけを行っております。

例えば、台風や地震等の災害の情報が全国で流れた際には、学級活動や朝の会などの時間の中で子どもたちが身近に感じることができるよう話をしたり、命を守るためにはどのようなことが必要かなどを話し合ったりしております。

また、各小中学校では、学期ごとにさまざまな災害を想定した防災訓練も行っており、防災教育についてはその都度工夫するよう心がけています。

ただ、災害の危険性をあまり強調しすぎると小学校低学年の場合は、毎日の生活に不安を感じることもあるので、防災教育を進める上では、年齢に応じた細やかな配慮が必要と考えています。

今後においても、引き続き災害が身近なものであるということを、子どもたちが平常時から意識を持てるよう指導、また配慮していくとともに、教職員においても冷静で迅速な対応ができるよう準備していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

普段からそういうのをされているというのは、存じ上げてるんですけど、そういう、なんて言うんですかね、そういう特別な活動というのではなく、一般的な、こう授業の中に取り入れるという、もっとこう身近なことでちょっと提案してるんですけども。小さなことでも繰り返すことによって身につく、役

立つことがあるという考え方なんですけど、徳島の鳴門市ではすでにフェーズフリーを実践しておりまして、先進事例として情報交換などをするお考えはありませんか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

再質問にお答えします。

ちょっと今のところ、その他市町のその状況というのは把握しておりませんので、また学校とも相談しながらそういうところも確認していきたいと思いません。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

ぜひ、災害も今も頻発しておりますので、東南海地震も予測されてますので、ぜひお願いいたします。

では、2つ目の質問です。食育の推進について。

食べることは、体の発達だけではなく、心の安定、精神の発達に大きく影響します。特に子どもにとっては、食育は食を通じ生きる力を育む重要な役割を果たすものと考えています。

土庄町においても「第2期子ども子育て支援事業計画」の中で、食育の推進が掲げられています。そこでお伺いします。

1つ目、現在、食育としてどのような取り組みを行っておりますか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

小中学校における食育の取り組みについてですが、小学校においては、給食の食べ残しをなくすことを目的に、クラスごとに「食缶空っぽデー」と名付けて、その日の食缶が空っぽになるよう児童会活動として取り組んでいます。また、栄養教諭からの食育の授業も実施しておりまして、食材の選定方法や食べ物への感謝の心、また食文化への理解など食事の重要性について勉強しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

2つ目です。香川県から全国に広がった、その食育の最たるものとして2つ目、

香川県から全国に広がった「弁当の日」という取り組みがあります。自分で作ることで、親への感謝、食材への理解、食べられることのありがたさを実感できるだけではなく、自分でできたという自信にもつながります。また、気候変動による食糧難が危惧される中、食品ロスへの理解も育まれると思います。

土庄町でもぜひ、食育の推進のために「弁当の日」を取り入れてはと提案いたします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員の2番目の質問の「弁当の日」についてですが、小中学校では食育を目的とした弁当日は、今のところ実施はしておりません。しかし、学校行事のさまざまな運営の中で、休日等が授業日となった場合など、保護者に弁当をお願いすることとしておりまして、年間7回から8回程度は、弁当日となっております。

それを踏まえて、今後においてはこの弁当日への働きかけとして、例えば親子で一緒に弁当を作ったり、また子どもが自分で弁当を作ったりするなど、弁当の作り手への感謝や食べ物大切さを子どもたちが理解していけるよう、学校とともに食育のあり方として、保護者に推奨していけたらと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

はい。ぜひ、子どもさん自身に買い物から自分で作るっていう、そうすると食育っていうのは、もう自立にもつながると思います。弁当の実践は、保護者に負担になるとも思います。でも、ぜひやっていただきたいというのは提案いたします。

では、3つ目の質問です。沖之島架橋に対する住民の声について。

沖之島の架橋工事の着工が間近に迫っていますが、海面から橋の下部までが3mほどの高さしかなく、漁船が通過できないことに疑義を唱えている人々がいます。

1つ目、このような声があることを町長は把握していますか。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

沖之島架橋により橋の下部を漁船が航行できないことに疑義を唱えている方

がいらっしゃることは把握しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

これは、だいぶ大きなプロジェクトですので、決定権ってというのは町長にございますので、町長が把握しているかどうかというのをちょっとお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然、把握はしております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

2つ目ですが、決定までのプロセスは、十分に住民の意見を吸い上げたと思っておりますか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

沖之島離島架橋事業は、平成28年6月に要望書が提出されるとともに、地元四海地区沖之島架橋推進協議会が設立され機運が高まりました。そのような中で、架橋条件及びルート選定を行いました。当初3ルートを選定し、概算事業費等を算出したところ高額となり、断念する方向に向かいました。すでにその時点で、橋の下3.5mでの協議を行っておりました。その後、再度地元から現在のルートでの架橋検討の強い申し出があり、関係機関との協議を重ね、架橋条件が決定いたしました。また、その都度、四海漁業協同組合及び四海地区沖之島架橋推進協議会との調整を図るとともに、総務建設常任委員会でも議論をいただきました。

当初、橋の下を航行できることを皆さま要望されておりましたが、橋の下を航行できる構造となれば、橋の延長も長くなり事業費等の面で断念しなければならず、今まで不便な思いをしてきた沖之島住民の方の心情に寄り添う選択を地元の方にいただき、現在の計画になりましたので、ご理解いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

濱口課長から、すみません、私も、個人的に何回も説明を受けて、本当にしつこいことで申し訳ないと思うんですが、漁師さんを生業にしてられる方で、今までそういう文化ですとか、守っておられる方が将来を心配してすごく声をあげてらっしゃるってことを私もどうしてもその声を無視できないというので、質問させていただいております。公共工事というのは止まらない、止まりにくいってというのは十分承知していますが、一度立ち止まり再考の余地ってというのは一切ないもんなんではないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

現在の状況では、すでに詳細設計、ボーリング調査はしておいた段階で、現在のルートが一番最安くできるというような状況でございますので、今の状況から変わることはないかなというふうには考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

何回も濱口課長にお伺いして、その説明も受けてるんですけども、皆さんやはり、私の一住民のときの感覚と同じで、大型の公共建設の話が出てくると人それぞれなので、一定数意見が分かれるのはある意味当たり前であります。が、全体としてその決定過程が不透明で、知らない間に決まってしまう個人の意見を言える場も機会もないといった話をよく耳にします。私もそういう経験があります。一部の人たちが都合よく決めてしまっているのではないかと不信感も蔓延しています。それは十分に住民の意見を吸い上げる姿勢が足りていないのではないかと。個々の住民の意見が吸い上げられていないのではないかと。効率悪く、時間がかかり、面倒なのが民主主義です。声の届きにくい少数意見にもぜひ耳を貸し、丁寧な対応ができていないのではないかと思われてなりません。町長と行政幹部にその点を強く考えていただきたいと思えます。

そして、最後の質問ですが、私はこの質問は通告書に載っていませんが、濱野議長の独断で一方的に削除され、再質問がございませぬ。私は、削除された理由も納得も承諾もしていませんし、議論の府である議会での議員の質問権を奪うことが、議長には権限はないと考えています。なので、質問させていただきます。

○議長（濱野良一君）

鈴木議員、鈴木議員、鈴木議員。

○2 番（鈴木美香君）

自衛隊入隊のこと。2月の委員会冒頭で。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 12 分

再 開 午前 10 時 24 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。
- 議長（濱野良一君）
鈴木美香君。
- 2 番（鈴木美香君）
以上で私の質問は終わります。

休憩

- 議長（濱野良一君）
ここで換気のため暫時休憩を取りたいと思います。再開は、10 時 30 分を予定しておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 25 分

再 開 午前 10 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

1 番、茂木邦夫です。2 つ一般質問をさせていただきます。

1 つ目です。土庄町の男女共同参画は進んでいるかというテーマです。

オリンピック組織委員会での森会長発言を巡り、ジェンダーに関して日本の世界的な遅れが話題になりました。国連の SDGs、持続可能な開発目標でも 17 目標の 1 つにも掲げられているジェンダー平等。世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数 2020」においても日本は 153 カ国中 121 位という結果になっています。

女性活躍が進まないのは、女性だけの問題ではなく歴史的に男性中心につくられた社会構造に問題があります。この問題は、男性や社会全体の努力なくして解決することはできません。

さて、土庄町においては現状どうであるか。平成 26 年から平成 35 年までの 10 年計画として、「どのしょう男女共同参画プラン」を作成し、土庄町男女共同

参画推進委員により推進されてきています。その取り組み実績について検証してみたいと思います。

内閣府のホームページ「市町村女性参画状況見える化マップ」で確認しますと、2019年土庄町の公務員管理職に占める女性割合は、14人のうち3人。で、構成比率が21.4%。公務員係長職に占める女性の割合は、25人のうち6人。構成比率が24%。これは、香川県内でワースト2位です。審議会等委員に占める女性の割合は、257人のうち40人で15.6%。自治会長に占める女性の割合は、54人のうち0人で、0%で香川県内で最下位となっており、全国平均よりも低く、香川県下でも下位に属しています。いろいろな取り組みをされてきたとは思いますが、こういった実情は読み取れます。

香川県内においては、先行して香川県、三豊市、さぬき市、丸亀市、直島町、琴平町などで「男女共同参画推進条例」により条例化をしたり、具体的な数値目標を設定して、男女共同参画を推進している地域もあります。そういった地域では、年々数値は改善されてきています。

他市町と比較しますと、土庄町はまだまだ地域的に改善の余地が大きいように思いますが、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進するために執行部の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画社会を確立することは、本町にとっても重要課題の1つであり、啓発活動を続けているところであります。

今年度は、男女共同参画の意識啓発について、みりよくアップ塾、広報掲載、パネル展示などを行いました。みりよくアップ塾は、コロナ禍でありましたので、大きな講演会は行えませんでした。小豆島中央高等学校1年生に向けて、LGBTの講義を行いました。性の多様性を認める社会の実現に向けて、推進していかなければならないと考えています。

前年度のみりよくアップ塾は、地域で活躍する女性にスポットを当て、リーダーに求められる要素や役割などを、貴重な経験を交えたお話や長年培ってこられた幅広い視点から、ディスカッション形式で開催しました。

近年では、ライフスタイルや就業に対する意識の変化から働き続けたいという女性は増加しています。そのような社会の変化をくみ取り、それを支えていけるような環境や意識づけのための仕組みづくりが必要であると考えています。

「市町村女性参画状況見える化マップ」で確認すると、2016年度は女性管理職15人中1名、6.7%から、2019年度は14名中3名、21.4%となっておりますの

で、数値は改善方向にあります。

男女共同参画推進委員の方も島外の講演会にも参加し、さまざまな意見に耳を傾け、土庄町人権フェスタにおいて、毎年パネル展を行うなど町民に発信していただいております。

このような取り組みの結果、町民の認識も変化しております。2019年度土庄町人権・同和問題に関する意識調査で、男女共同参画についての設問では、いずれの問いに関しても、2009年度調査よりも町民の理解、認識が広がっているとの結果でした。

本町の取り組みが、少しずつ町民へ浸透し、理解を得られるよう、今後もLGBTの方々も含めたマイノリティの意見にも耳を傾け、男女平等、多様性を尊重する社会を推進していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

はい、議長。ただいま、いろいろな取り組みをされてきたことをご報告いただきました。確かに課長職に関しては、大幅な改善のように見える部分はあると思うんですけども、そうですね、たくさんのデータがある中で、その点は確かに改善していると思うんですね。けれども、やっぱり全体的な傾向としては、私の認識ではこの十何年かの中で、改善はやはりもう少し必要なのではないかと、大幅な改善のアクションがさらに必要なのではないかと考えています。ですので、推進委員会におかれましては、例えば女性の若年世代を中心に女性の委員を加えていただいたり、各自治会における役員構成でも訴えかけていったり、毎年の数値目標をつくって検証していただくことなども具体的に検討していくことが、さらに求められるのではないかとと思うんですが、課長、もう一度考え方を教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

茂木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、もう少し改善が必要ではないか、それから若い委員さんを取り入れるとか、ある程度の数値目標を設定してはどうかというご意見をいただきました。

私どもにつきましては、推進委員の方と連携しながら、さらに男女共同参画に関しての周知活動を、まずは重点的に行いまして、10年ごと、5年ごとの住民意識調査もごございますので、その時点で男女共同参画についての住民の方の意識がどのような進展になっているかというのを、つかむいうのも1つの手段

だと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

そうですね、この辺りは認識の相違と言いますか、改善されているのか、されてないのかっていうのは、やはり主観によるように思うんですね。それはなぜかというやっぱり客観的な数値のところは、はっきりしてないからだと思うんです。それは、やっぱり丸亀市さんで最近つくられている条例があるんですけれども、そこではやはり細かく何項目にもわたってどの分野で女性の参画が改善してるかっていうのは、毎年数値目標を立ててるんですね。それを立てない土庄の今のプランでは、主観的に何となく改善した、改善してないっていうのが、意見が分かれてしまうと思うんですね。ですので、そういった他市町の事例を参考にしながら、ぜひ数値目標に落とし込むところまで、推進委員の方に協力を仰いでいただいたらありがたいなと思います。

現にですね、行政職員の中にも、あるいは町民の中の皆さんにもお子さんがいらっしゃる方、多いと思います。お子さんの中に女性の方もいらっしゃると思います。土庄町に住んでいるというだけで、他の市町村に比べると女性は男性よりも活躍する可能性が奪われてしまうということは、他人事ではないと思います。このことは、土庄町に住む女性のクオリティオブライフを損なうことにもなりますし、移住をこれから検討する人にとっても大きなデメリットに映ると思います。土庄町行政においては、男女共同参画に関しては、住民環境課だけの問題ではありません。人事での採用や昇進、各課での審議会等の選任など、課をまたがっています。課を横断して男女共同参画を推進するためにも町長の認識は不可欠だと思いますが、町長は今後この不平等な状態を現状どのように捉えているのか、またどのようにしていくおつもりか、ご回答いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、茂木議員の質問にお答えします。

新しく入っていただける職員等々も含めてですね、当然、男女共同、平等とか、男女共同参画の事業もありますけれども、それ以外にできるだけ女性を重視したような、そういう取り組みも今考えております。で、先ほど自治会の話とかいろいろありました。町が絡める話、絡めない、いろんなのがあると思います。できるだけ町が絡んでいってる分についてはですね、できるだけ平等にということ、当然職員のみみんなも頭の中入っておりますから、そういうことは

今後あまりありませんがですね、絡めない分については、特に自治会なんかでいうたら、町が絶対優先してくださいって言えませんので、その地区、地区で当然決めていただいている役員を含めてですね、そのあたりは町がやることによって自治会のほうにも浸透していくのかなとは思っておりますから、今後ですね、そういったことは、町の見方も見ていただけるのかなと思っております。今後とも男女平等、また男女共同参画には、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

はい、そうですね、そういった自治会だったりとかには、さすがに影響は出せない部分はあると思うんですけども、先ほど課長のほうでもおっしゃったように、町がそのあれですね、どのようにこう推進していくかでいくと先進しているノルウェーなどの地域では、例えばその 2 歩先をやはりこう推進していくっていうのを心がけているらしいんですね。っていうのは、5 歩、10 歩先をやってもやっぱり現状とのギャップが大きく出てしまうと。でも、2 歩先の未来を変えるためにこれからこういう社会にしていきますよっていうのを、首長であったり、行政が示していくことで少しずつ社会が変わっていくということですので、ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思います。

男女雇用機会均等法においてもポジティブアクションのための特例措置というのがあり、女性の労働者の割合が 4 割を下回っている場合、格差が存在していると判断されます。オリンピックの聖火リレーに取り組むのであれば、オリンピック憲章のジェンダーフリーを推進するのは当然でしょうし、SDGs を推進するのであれば、17 の目標のうちジェンダーフリーも推進するのは不可欠となります。ぜひ、町が模範となり改善のための姿勢を積極的に示していただきたいと思います。

次に移ります。給食の有機食材について。

先日行われた農林水産省の「第 4 次食育推進基本計画」のパブリックコメントでも「環境に配慮した農産水産物・商品を選ぶ」という項目が盛り込まれており、食糧の生産から消費などに至る食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬・化学肥料の過剰投入、食品廃棄物等地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により、環境への負荷が生じ得る、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システムの構築につながるという見解が出されています。

2050 年までに、有機農業の面積を国内の農地の 25%にあたる 100 万ヘクター

ルまで拡大することなどが、新たな戦略として盛り込まれる方針とのことでした。

全国でも先進自治体では、有機、オーガニック給食に転換しているところもあります。例えば、あるこども園では、お米は無農薬と低農薬の七分づきか十三穀米、調味料は添加物の入っていない本物の醤油、みりん、砂糖、塩、小麦粉などを使用し、飲み物はほうじ茶か麦茶を使用し、牛乳やジュースを提供しない。味噌は、園で手作りする。無農薬は、大豆、麴など原料にこだわる。野菜は、できるだけ無農薬、低農薬のものを取り入れるが全てではない。ハムやベーコンは、添加物の入っていないものを使う。出汁は、出汁粉、いわし粉を丸ごと使い、丸ごととる。パンと麺類をやめてできるだけお米をとる。おやつは、週に2回はおにぎりにするなどに気をつけているこども園もあります。

オーガニック給食は単に、子どもたちの健康や有機農産物生産の振興に関係するだけではありません。給食というものは、公的な食料調達であり、量と質の面において大きな社会的影響力を持つものです。税金で補助される学校給食は、給食の食材決定も住民の関心事となり、どのような食材を大量に購入するかということが、そのまま社会へのメッセージとなり得ます。

そこでお尋ねします。土庄町内の小中学校、こども園などにおいて、食材を選ぶ観点で、どのように気をつけていらっしゃるか教えてください。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、茂木議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の学校給食については、現在中央学校給食センターで毎日約 910 食を作っております。小中学校へ提供しています。またこども園については、それぞれ各園で食材を選定し、給食を提供しています。

町内のこども園や小中学校における給食材料の選定方法については、食材の安全性や価格面を考慮した上で、地場産品の食材利用や有機農産物の使用といった点を考慮して選定しています。

茂木議員ご指摘のオーガニック給食については、子どもの給食を単にオーガニックにして食の安全を確保するというだけでなく、まとまった食材の購入という点からも地域に与える影響もあるのではないかと考えております。

しかし、現状の給食においては、食物アレルギーや食材の安全性、給食費の値上げ、食品ロスなどさまざまな問題があり、オーガニック給食を直ちに実施するというよりは、ある意味で将来の給食の理想的な形ではないかと考えています。

教育委員会としては、オーガニック給食の考え方も踏まえつつ、食の安全性や食育のあり方等を勘案しながら、より安心して食べられるおいしい給食の提

供に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

先ほど課長からもありましたように、オーガニック給食に関しては、すぐに切り替えられるものではなく、将来の理想的なあり方の1つだということ、私もそう思います。実際、町内の保護者さんからも私宛に給食をオーガニック化できないかというご相談をいただいているんですけども、慣行、なんですかね、今までどおりの従来の農業者の皆さんももちろんいらっしゃいますし、有機栽培自体の困難さであったり、数量ですね、の確保の面からもやはり難しい観点もあります。

国内の中ではですね、昨年、農水省は有機農産物を学校給食に導入するために、1億5000万円の予算をつけることを決めました。現に千葉県のいすみ市などでは、農林水産課が主体となり、地元農業者やJAと協力しながら数年がかりで、まずはお米から給食を全量、全てのお米を有機米へ切り替えることから始められました。全量有機米に変更した場合、生徒1人あたりの1カ月の給食費の値上げ分は169円でした。1カ月あたりですね。そこまで高くはなかったです。値上げ分については、家庭負担にしてしまうと所得に対してやはり家庭負担が大きくなってしまいますので、その部分は有機米を振興することにより、産業振興などの観点から一般財源での差額補填をされたそうです。こうなってくると教育総務課だけの問題ではなく、農林水産課であったり、この町でどのような農業を推進していくかということにも関わってきます。地域の魅力化や地域の活性化ともつながってきます。従来の農業者さんにももちろん配慮しながら、進めていく必要があると思いますが、町長としてはこういった農業のあり方、子どもたちの給食のあり方について、どのように認識されているかご回答ください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

茂木議員の質問にお答えしますが、あのオーガニック給食、ほんとあの今後取り組むことはいいことかなと思います。で、ですね、今現在は、そういったのはまだ考えておりませんが、今後考えていく必要は若干出てくるのかなと思ってます。で、お米の話もされましたけど、当然あの島内、町内ですね、結構お米作ってる方いらっしゃいまして、その方に無農薬であったりだとか、そういったのを願いますのどうなんかなと思いますけど、そのあたりも含めてですね、生産者の方とも協議をする必要が出てくるのかなと思います。で、給食

って、組合みたいなのがあります、土庄町。で、そこを通して全部入っておりますからその方との話。当然、地産地消っていうのも頭の中、入っておりますので、そういったのをできるだけ地元の食材も使っていただけるということも聞いておりますので、その中においてオーガニックということも出てくるのかなとも思いますので、今後この協議の中の 1 つになってくるのかなと思いますので、前向きには検討していきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

はい、議長。先ほど町長おっしゃっていたように、その従来の農業者さんにも配慮しながら、技術的なサポートの部分ですね、今までどおり、例えば除草だったりとか、その草対策ですね、いろいろな、やはりお米を作るにあたって、問題というか課題が出てくるわけですけども、そういったところに関して外部からのアドバイスであったり、サポートいただきながら、いすみ市のほうでは成功させてきたそうです。で、買い取り価格をいくりに設定するかであったり、量をどれだけまかなうかであったり、1年、2年で済む話でなくて、長期的にかかる話ではありますけれども、そういったのも含めて整えていくと他の自治体に比べると農産品のブランド化であったり、魅力化につながって、それがやはり教育の安心だったり、魅力になって外からの移住者もまた増えてくるというふうな循環になってくると思いますので、町の政策としてぜひ一度検討していただけたらなと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

6 番、岡本です。2 点質問させていただきたいと思います。

エンジェルロードの進入路についてですが、令和 3 年 3 月末で町長の判断により通行契約を更新しないとお聞きしました。エンジェルロードは、土庄町において大事な観光地であります。なぜ更新しないのか。また、観光客に対する今後の周知、取り組みはどのように考えているのかをお答えいただきたいと思

います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

○議長（濱野良一君）

マイク。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

すみません、岡本議員のご質問にお答えいたします。

契約相手のほうから、当該土地の賃貸借契約を更新しない旨の通知がございました。関係各課に関連することでもあり、また相手方もあることですので、庁内会議等での協議を踏まえながら、現在、交渉中ということでございますが、いずれにしましても、エンジェルロードまでの通路は確保しなければならないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先ほど課長の答弁では、相手方から断ってきたと言われましたね。その原因はどこにあるかということは、お聞きしましたか。どうですか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ご質問にお答えいたします。

理由等ということでございますが、現在交渉中ということもありまして、相手方もあることですので、そのあたりの回答につきましては、基本的にはちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、この契約を更新しないということが前提ではなくてですね、今後どのような方法が最もいいのか、それはこの契約内容のやり方も含めてですけれども、そのあたりも今協議中でございますので、いずれにしましても今後、観光客もしくはその地域の方々が納得できるような、また迷惑にならないようなそういう契約の方法等含めて今交渉中ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

小豆島の玄関である土庄港、そこから一番真っ先にエンジェルロード行きたいなって思われる観光客多いです。ほんで、この一番大事な観光、何回ぐらい相手方と交渉されたんですか、使わせないって言われてから。いつごろ言われて、その本日まで何回ぐらい交渉行かれましたか。教えてもらえんですか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼します。ご質問にお答えいたします。

この通知がまいったのが、令和2年の12月25日付でございます。で、その後ですね、すみません、失礼します、このうち契約内容につきましては、やはりその当該土庄町が所有しております王子前漁港の護岸敷きというところがちょっと関係しておりますので、そのあたりとの関連性がございますので、農林水産課のほうでその占用の交渉をまず行っているということでございますので、そのあたりの詳しい内容につきましては、いける範囲で農林水産課のほうでお願いできればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

先ほど商工観光課長がお話しました占用についての部分なんです、占用の部分につきましては、3、4回相手方とはお話ししております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石床課長、話をしてない。話をしていない。

○農林水産課長（石床勝則君）

います。

○議長（濱野良一君）

いる。

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

その話をしたっていうその話は、通路を使わせてもらう話、それとも他に町が所有しているところがあるっていう話なんか、今。ちょっと、聞き取りにくかったんで、すみません。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

占用申請している部分につきまして、私どもと交渉しております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

占用している部分があるということで、どのような交渉しているのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

占用している部分につきましては、エンジェルロードの進入路とは別の部分

になるんですが、その部分について交渉しとるということで、交渉内容につきましては、先ほど商工観光課長からありましたように通行の解約ということになりますので、その解約についての交渉を今、しております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

エンジェルロードへ行く通路、ここが使わせていただけない。その代わりになる通路があるということなんですか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

エンジェルロードの進入路がもし解約となればですね、今占用している部分のところで応用は、通路は確保できると考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

今、使わせていただいている通路は、小豆島エンジェルロードへ訪れて恋人たちが高台に上がって愛を誓う、鐘をつく、その部分も当然、賃貸契約の中に入っているわけなんですよ。あれは町の土地じゃないですね。そこも使われなくなるという可能性があるということでもいいんですか。契約が更新できなければ。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼します。上の弁天島のところですかね。鐘のところでしょうか。あそこにつきましては、当然私有地ということになりますので、そのあたりを含めて、もしその今の通路が通れなくなれば、上に登れなくなる可能性はあると思います。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

手つないでエンジェルロード、恋人たちが歩くっていうのも皆さん望んで来られてると思いますし、その鐘をつく、上から見るっていう部分、すごく観光地としては大目玉だと思うんですね。その交渉が難航している。町長はその持ち主さんにお会いしましたか。交渉、何とか継続できないかという話をしましたか。ちょっと町長、お聞きしたいですけど。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

岡本議員の質問にお答えします。

今まだ現在そこまでの話は、いっておりません。ただ今交渉中ですので、当然国際ホテルさんと町のまだ今交渉中なので、まだそこまでの話ってというのはいっておりません。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

今、国際ホテルって言われましたけど、なんで国際ホテルさんが3月末で契約を打ち切るのかというその意味、たぶん一方的に行政も言われているはずですから分からないと思います。それを一早くこの3月末、ちょうど春休みの時期なんですね、緊急事態宣言もところどころ解除されてきて、コロナも緩和されてきて、観光客が小豆島土庄町、行ってみたいなっていうこのときに、もう少し迅速な対応をしてもらいたいと思います。町長、施政方針の中に土庄町に住んでよかった、訪れてよかった、また訪れたいとっていただける町とするためということ、その計画を目指して取り組んでいくってことを一番最後の末尾のほうに言われてます。その町長が言われたこの言葉っていうのは、すごく我々町民、議員もすごく重く受け止めていると思うんです。そのトップの責任において、この件をきちんと前向きに、観光客が訪れてよかったと思えるようなそのような方向性を示していただきたいと思います。その辺をしっかりと町長お願いできますか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然それ心得ております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

よろしく申し上げます。

では、2点目に移りたいと思います。

副町長選任についてですが、副町長が不在になってから、まもなく2年が経とうとしております。町行政において、町長を補佐し、職員の担当する事務の監督や町長の職務代理などを行う副町長の役割は非常に重要であり、早期の選任が必要ではないかと思っております。町長自身も早い時期に選任したいとおっしゃ

っておられました、目途は立っておられるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の2番目の質問にお答えします。

現在、副町長っていうのが不在でございまして、ご心配、またご迷惑をおかけいたしております。本当、申し訳なく思っております。

当然、町の職員の負担などを考えております。当然、早急に副町長っていうのを選任が必要だと思いますが、当然、副町長っていうのは、行政経験っていうのはやはり豊かでないとなかなか上手くいかないのかなということで、その中で適任者っていうのが今見つかっておらないのが、今現在です。

副町長の役割っていうのは非常に重要であることは、当然認識はしております。それ故にですね、人選についてもより慎重に、今行っているところでございまして、今後も引き続き人選を行ってまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

町長、人選にすごい苦労されとると思うんですけれども、ちょっと2年前後経ちすぎて、慎重すぎやしませんか。副町長選任するのに。例えば、役場のOB、課長経験者、ある程度の役職のついた方っていう人にこの2年間、本当に自分の足が棒になるぐらい足を運んで、数名かお願いしに行かれましたか。ちょっとお聞きしたいですけれども。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

副町長につきましては、人事案件でございまして、その辺りは慎重に今考えて鋭意進めているところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

慎重に進めるのは分かります。ただ、2年前後、慎重すぎやしませんかという問いかけなんですけれども。慎重に慎重を重ねて、当然石橋を叩くような思いでおられるのは分かりますけれども、2年っていうのはすごく大きいです。去年の1年も、今年入ってからもコロナ禍の中、町民さんすごく不安な思いで過ご

しておられると思います。会社も個人事業主さんでも事業を閉めたっていう方も町内おられます。そのときに副町長がいれば、何か他の行政ができる対策っていうのが一早く手を打てたのではないかと推測できます。もう今年入ってからもね、段々、段々、緩和されてきておりますけれども、一事が万事、小事は大事なんで、2年間もおらないっていうことを本当に町長、慎重に、慎重にって言われますけど、僕先ほど問いかけました。町長自ら人事案件であろうが、行政のOBに足を運んでお願いしたことがありますか。何名ぐらいありますか。ちょっとその辺お聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように人事案件ですから、この辺でご理解はいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

人事案件、人事案件って言われても本人さん、ほな人事ということは執行部も全部関わって2年間、2年近く副町長になんら興味を持たずに2年弱過ごしてきたという解釈をされても町長、いいんですか。ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

思いは人それぞれ、いろんな思いがあると思います。考え方もあると思いますので、一応こちらのほうとしては人事案件ということですね、中身等については差し控えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

押し問答になると思いますからあれですけど、思いは人それぞれいいですわ言うて、それは町民さんに対して、どうかなと思うような発言だと思うんですけども。町長、町の行政職、我々も議員も含めてそうです。町民さんがより豊かに安全に幸せに暮らせるまちづくりっていう思いで皆さん頑張ってると思います。その辺を町長の何を思うがいいですけどっていうことは、いかなものかなっていうふうに私は思いますんで、その辺も含めて今後きちんとした舵取りを町長にしていただきたいと思いますので、もう一度初心に戻って「よしやろう」という気持ちで臨んでいってもらいたいと思います。以上です。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで換気のための暫時休憩を取ります。再開は、11時15分を予定しておりますので、皆さまご協力のほうをよろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時15分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開します。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党の福本耕太です。

まずはじめに、1つ目の質問でありますけれども、大学等奨学金貸付制度の要件を即時改善を求める質問を行います。

令和2年12月議会で質問したとおり、私は大学等奨学金貸付制度の要件を改善すべきであると考えています。具体的に改善点を述べます。今、通常、連帯保証人となる親が、町税を滞納している世帯で、子どもが奨学金を受けられない制度になっていますけれども、この制度を改善し、親が町税を滞納してい

も子どもはそこから切り離され、奨学金を受けられる制度に改善すべきだと思います。町長は前回の議会で、この質問を私が行った際に、「教育委員会と連携しながら検討していく」と答弁されました。それから 3 カ月経っております。教育委員会といつ、どこで、どのような検討をしてきたのか答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

福本議員ご指摘のとおり、教育総務課所管の大学生等の奨学金貸付制度については、現状では借り入れる際、本人を除いて 2 名の連帯保証人が必要としております。この件については、今月に入り定例の教育委員会及び町長側の関係各課が集まった中で、その必要性について協議をいたしました。その主な内容につきましては、連帯保証人をなくし学生本人だけで借り入れできることとなれば、必ず返済してもらえるとという保証が乏しくなってしまう。困窮している学生については大変厳しい判断にはなりますが、借入についてはやはり連帯保証人が必要となるのはやむを得ないのではないかとの意見が出ました。

よって、現在長期の滞納者がいるという実情も踏まえまして、また町民の方々の理解という点からも、どうしても連帯保証人 2 名は必要であるという結論に至っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

私が言ったのはですね、連帯保証人をなくせと言うたんじゃないんです。なぜそうなったのかちょっと分からないんですけど、連帯保証人をつけることを否定したのではなくて、連帯保証人が町税を滞納していた場合に、子どもが奨学金を受けられないという仕組みは、おかしいんじゃないですかと。そこを改善すべきじゃないですかと言ってるんです。連帯保証人が 2 人いることは別にそれをなくせ、それはあかんとは言うてないんですよ。基本的にですね、奨学金制度っていうのは、子どもがお金を借りて学校へ行って、将来自分で働いて、自分で働いたお金で返すということを前提にしているのが、奨学金制度なんです。でも、今の制度ですと自分が将来働いてお金を返せるようになって返すという可能性、可能性までですね、否定して、今、必要な学校に行くのに必要なお金さえ貸してもらえない、そういう仕組みになっていることが問題だということ言ってるんです。ちょっと基本的な質問を聞き間違えて教育委員会で議論されたっていうのは、極めてちょっと心外ですし、もう 1 回ちゃんと教育委員会で、私が言うたことを検討し直していただきたいと思うんですけど、今言

うたこと分かりますでしょうか、課長。課長も町長も言うてること分かります。

○議長（濱野良一君）

傍聴人の方をお願いいたします。傍聴席では脱帽をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

連帯保証人の納税ということ、結論的に言えばこれは納税証明書をつけるかというようなことになろうかと思いますが、それが必要かということによろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、納税証明書をつけるんでもいいんですけど、納税証明書をつけたときに滞納しているってことが分かったからって、子どもに奨学金を貸しませんっていう制度になってますよね、今。だから、滞納していることが分かっててもね、子どもには奨学金を貸し付けを行うような制度にしてほしいってことなんです。連帯保証人がそのときに滞納してる人も多いじゃないですか。分納してる人、この場合やったら分納してても滞納してるっていうことが理由になって、連帯保証人になれないっていう形になるわけですよね。そうじゃなくて親が滞納してて、分納してて、一生懸命返してるっていう状況であったとしても連帯保証人になれる、なることができる、で、その親の状況、連帯保証人の状況がどういう状況であるかということとは別に、子どもには奨学金をきちんと貸し出す制度に改善してほしいということなんです。その納税証明書をつけることをなくす、つけなくてもいいようにせえとかじゃなくてですね、つけるんだったらつけたらいいんですよ。でも、それを理由に、滞納しているっていうことを理由に、親やその親せきが、連帯保証人になった親や親せきが税を滞納しているっていうことを理由に、子どもに奨学金がちゃんと届かないっていうような仕組みになってしまうと、子どものほうが将来働いて自分で返すっていうふうになる、そういう可能性さえですね、学校に行けば、進学すれば就職もできるし、将来自分で借りた金、自分で返せるという状況を、そういう可能性さえ、貸してもらえへんかったら、奪ってしまうことになるんじゃないですかと。親は親です。連帯保証人は連帯保証人としてです。分かりますかね。例えばですね、僕が、親が町税を滞納してますと。で、おじいちゃんも例えばしてましたと。でも、僕が大学に入って就職して、ほんでそのときに就職した給料でずっと奨学金を返していくっていうことができればいいわけですよね。保護者というか親が税を滞納していたとしても。だから、でも、親が滞納してて

貸してもらえないっていうふうになってしまうと、進学そのものができなくなってしまうとかね。そういう事態を招いてしまうんで、子どもの将来を奪ってしまうことになるんですね。子ども本人のね。だから、本人にはきちんと貸して、本人が将来働いて返すということを前提にですね、貸し付けていくのが本来の奨学金の仕組みじゃないかと。子どもの将来、夢をですね、夢ないし将来を奪う形になってしまったんでは、奨学金のあり方として本末転倒なんじゃないかなと。そりゃ回収しないかんっていう責任は町のほうにはあります。あるんだけど、そのことと奨学金の本来のあり方とはやっぱり違うんじゃないかなと。子どもを信じてですね、貸していくことが大事なんじゃないかなという話をしたんですけども。連帯保証人を制度を廃止せえとか納税証明書をつけなくてもいいようにせえとか、そういう帳面上の話をしてるんじゃないかと、たとえ連帯保証人に納税があったとしても、子どもには貸していくような制度に改善してくださいという話です。ご理解いただけましたでしょうか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員おっしゃるように、確かに子どもの就学のため、将来のために奨学金を貸す、確かにそのとおりかとは思いますが、一応制度としてはやはり貸し付けた、給付ではなくて貸し付けるということがやっぱり大前提にある上で、やはりその回収というのは必ずついて回ると。じゃ、回収の方法、その担保というところを考えるとどうしても本人からなかなか担保は取りにくいので、最終、納税証明書もつけていただくというそういう形にはしております。福本議員がおっしゃることは確かに分かります。元々子どものための奨学金ですからそれは分かるんですが、やはりこちらとしては、教育委員会としてはやはり回収というところも重点をおかなければいけない。非常に難しいところではありますが、定例の教育委員会で協議した中でも、やはりその回収の面でなかなか滞納を防ぐためにはこの方法しかない、納税証明書はつけていただく、そのような意見が大半で、やむを得ないというようなことの結論となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

一番最初に私が質問したときにちょっとピント外れの答弁だったので、改めてこういうことを言うてるんですよということで説明させていただきました。それを踏まえて、もう1回教育委員会でも検討してほしいと思います。これは、回収する側の考え方とか奨学金のあり方、今、国のほうでもね、奨学金の給付

型の奨学金が、本来の奨学金だということを検討もされておりますので、町としても将来的には給付型の奨学金を創設していただきたいなということもありますけども、今の段階でやはり子どもが奨学金を受けられなくて進学を諦めざるを得なくなる、なってしまうっていうのが、親の責任でそうなるとか、責任っていうたら変ですね。親が原因でそうになってしまうっていうことについては、やはり子どもをですね、1人の人間として見ていくという観点からは、やはり本末転倒だと思いますんで、しっかりともう1回持ち帰ってですね、教育委員会で検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

これも前回の12月議会で質問したんですけれども、今、町はですね、コロナ対策で大学生にですね、給付金3万円の支給を行ってます。ただしですね、その3万円の給付金を支給する学生の対象がですね、土庄町の奨学金を受けている学生ということですね、限定して線引きして、この奨学金を受けてない学生については、コロナ対策の支援金が届いていないというのが実態であると思います。ただ、僕前日も述べたようにですね、先ほど質問した内容のようにいろんな事情で奨学金が受けられないとか、将来返済をすることを考えたら、怖くて受けられなくて、バイトでやり繰りしようとして奨学金を受けてない人とか、いろんな人がいるんですが、コロナの影響を受けていない学生っていうのはいないと思うんです。で、全員に支給しなさいというわけではなくてですね、学生とかですね、保護者から声を上げてもらって、申請してもらって、こんな状況で大変なんだということを言ってもらった学生については、そういう奨学金とかですね、特に線引きせずにきちんと支給をしていくということが、私は必要だと思ってます。前回の12月議会でですね、今、土庄町としては、「大学生等の個々人の生活実態とか経済的影響は把握できない」というふうに課長答弁されたと思うんですけど、現実的に申請を上げてもらったり、保護者や学生の声を、生の声を聞かないと把握はできないと思うんです。で、行政としてやはり町民、住民がどれだけ苦しんでいるかということ把握することは、すごく大事なことだと思うので、そういう意味ではこういう取り組みを通じて今の子どもたちや学生、ごめんなさい、学生やその保護者たちがどんだけ大変な思いをしてるかっていうこともくみ取れるのでね、そういう形に変えて、進めていくことが大事じゃないかなというふうに思うんですけども、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学生等については、生活にさまざまな影響を受けていると思われませんが、教育委員会としてはその実態の把握は十分にできていないのが実情です。ただ、大学や専門学校へ行っている学生 10 人程度の方に生活の様子を聞いたところ、他県では大学を辞めた学生もいる中で、幸いにも土庄町出身の学生の中には、生活困窮とまで訴える学生は聞いていないとの回答も受けております。また一方、1 月末に行われた土庄町 PTA 連絡協議会の中で、新たな給付金の支給について、園長、校長、PTA 会長等に意見を求めた中では、大学生への給付金支給という発言はありませんでした。

また、今後の大学生の把握においても住所を移している学生が多く、全体数の把握はかなり難しいのではないかと思います。よって現在においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が収束していない状況ではありますが、生活実態を把握しきれない中、給付に踏み切ることには大変難しいのではないかと考えています。

今後は、新たな学生への国の給付金や各大学の支援制度等に注意を払い、また小豆島町等の他市町の給付実績も視野に入れて、大学生等に対する支援策を慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今、生活困窮しているという声は聞いてないという話あった、ありましたね。学校とか園とかそういうところでもその給付は必要ないんじゃないかという声があるということなんですけど、でも実際にもうこれ何月、12 月議会だったのか、9 月議会だったかな、大学生向けの給付金、土庄町やってるんですよね。そう言いつつも、1 回。それとの整合性が今の答弁だったら取れないと思うんですよ。別に必要ありませんっていうふうな実態があるにも関わらず、1 回学生向けの給付金やってるんですよね。やりましたよね。そこのバランス見て考えたら、僕はこれ出さんかったほうがええって言ったんちゃうんですよ。言うてるんじゃないんですよ。むしろこれは僕はいいことやっていると思うんですよ。実際学生が県外で学校行けへん状況があったりとか、バイトもろくにできない状況になったりとかしてる中でね、土庄町はよくやっぱりこの大学生に 3 万円の給付っていうことを踏み切ったなと思って、これ評価してるんです。ただ、残念ながらこういう線引きをね、してしまっていることに対して、そこでは残念ながら、きちんと全員に出していくということをしていくことで、もっとよりよいものになっていくんじゃないかなと。で、その後からですね、調査したら生活困窮してる学生がいなかったか、学校、園とかそういう声が上がったって言うんですけども、それは今課長が言われたように学生とか保護者の声を全て反映

したものではないですね。だから、先にお金を渡すっていうんじゃなくて、町のホームページとかで制度として今考えてますとかでもね、いいんで、皆さんの声、聞かせてくださいっていう形で、学生や保護者から声をどんどん集めていくと。そういう中で本当に必要だと、いらないという人に出す必要はないんですよ。必要だと、前回ももらってないし必要だという人に対して、きちんと手が届くような策をしっかりとつくっていく。そのためにもまずはやっぱり住民の声、学生や保護者の声を聞いていく、制度の準備をしていくっていうことが、私は大事なんじゃないかなと思います。前回やられたその3万円の給付の制度については、高く評価をしておりますので、その充実、拡充っていうこと、そういう形で進めながら、今のコロナ禍の住民の生活をしっかりと把握していただきたいと思います。

次にですね、3番目の質問に入りたいと思います。町税滞納を理由とした制度からの住民排除はやめるべきだという質問です。

この前の2つの質問とも関連はしているんですけども、今、町営住宅に入居したいとかですね、コロナ支援対策事業を受けたい、果ては子どもの奨学金に至るまでですね、今土庄町の制度を利用しようとしたときに、町税を滞納しているという理由だけでですね、住民が制度から排除されている実態があります。町税の滞納が通常どういうときに起きるかと言うと生活困窮をしている人が、仕方なく生活の順番として、生きていく上でお金のやり繰りをする順番として、滞納せざるを得ない状況になったときに滞納が発生するんです。全国的にはDVでお母さんが子どもを連れて出て行かなければならないとか、離婚したとか、その後仕事がないとか、本当に今、いろんなさまざまな原因で貧困に陥ったときに滞納が発生するのがあります。そうしたときにですね、本来だったらそうした町税の滞納が起こったときに、町はどういう態度を取らなければならないかと言うと、町民の困窮のサインとしてですね、それをしっかりと受け止めて、「この人大丈夫だろうか」「この家族大丈夫だろうか」という目線で、住民を見て福祉施策を使って、その人たちが安心して暮らしていけるように対策を取るのが、行政の本来の私は仕事だと思います。皆さんもそういう仕事がしたいと思って行政マンになられたと思うんです。住民の命や暮らしを守りたいと思って。ですが、今の三枝町政のもとで進められている町政は、この逆、全く逆です。滞納している、困窮している人をですね、制度から排除する仕組みになってるんです。今コロナで多くの方がですね、貧困に陥っている方がさらにですね、貧困に陥って、一層この生活苦っていうのは厳しくなっている中でですね、私は一番懸念しているのはですね、今、全国各地でぽつぽつ起こりはじめてますけども、自殺とかですね、ぽつぽつじゃないですね、かなり起きてますね。女性のほうが自殺なんかはすごく増えてるといってますけど、自殺と

かですね、一家心中とかですね、そういったことが私たちの目の届かないところで、起きるんじゃないか、そういう悲惨な事件につながっていくんじゃないかということを極めて危惧しております。その上でですね、今のこうした滞納があるから町営住宅には入れないとか、コロナ支援対策事業を受けられないとか、奨学金受けられないとか、こういう制度はですね、改善して、このコロナをきっかけに改善してですね、そうした困った人が受けられる制度にしていく必要があると思うんですけど、これ町長の考えを聞きたいと思います。1つは。

それと、特に就学中の子どもがいる世帯。子どもがいる世帯に対してはですね、しっかり行政が目を配ってきちんと制度が使えるように、滞納があつたとしても使えるように制度を改善を図っていくべきだと、これはもう即やるべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町営住宅の入居の税の滞納に関する要件は、現在県内全ての自治体で規定されていることから、当町においても改定する考えはありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅困窮者に対しましては、黒岩住宅を準備いたします。また低所得者の方や高齢者、障がい者の方への配慮といたしまして、優先入居による選考方法も始めたところでありますので、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、教育総務課所管部分の奨学金制度の納税証明についてお答えいたします。福本議員ご指摘のとおり教育総務課所管部分の大学生等の奨学金制度については、納税証明書の添付をお願いしております。この制度は、無利子で就学に必要な資金を貸し付けるというもので、卒業後は学生であった期間の倍の年数をかけて返納していただくこととなっております。ただ現在、長期にわたる滞納が続いており、数年前から対応に大変苦慮しております。そのような実情から、今後このような滞納が発生しないよう防止の意味からも返済能力が担保できる方法として、納税証明書の添付をお願いしています。

教育委員会としましても、奨学金が町の税金で運営しているという実態と住民の方々の理解という点からも、納税証明書の添付はやむを得ないと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼します。今回の事業者へのコロナ対策給付金事業でございますが、福本議員のご指摘、ご意見もある一方ですね、納税されている事業者との線引きというのも考えていかなければならないというところでもあります。そのあたりも踏まえまして、今回の交付要件に入れてるということでございます。

しかしながら、本制度の趣旨が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所への支援ということでもありますので、対象となる滞納につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前となる平成30年度分までを対象としており、それ以後、新型コロナウイルス感染症の影響でやむなく収入が下がり、そして滞納が発生したという事業所に対しましては、交付の対象としております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、さまざまな課から、今答弁をいただいたんですけども、基本的にその公平性ということを言われてたと思うんです。ただですね、コロナっていうのはですね、貧困の度合い関係なく公平に住民に襲いかかってくるんですね。で、今回のそのコロナ対策支援事業についても、それから町営住宅を必要とする人たちについてもですね、以前貧困だった人はさらに貧困な状況に追い込まれるという状況なので、このコロナ禍をきっかけに今までとは違った状況になってると、住民生活はさらに苦しくなっているという状況の把握をですね、町として、していただきたいということなんです。だから、今までと同じ要件のもと、今の答弁だったら今までと同じ要件のもとでの、その制度の設計になってるんで、コロナ禍に入ってるという自覚をですね、まず町長がですね、しっかりと持っていただきたいというふうに思います。それと今、建設課長がおっしゃったコロナの影響で、家を、住む家が必要になった人の場合っていう話なんですけど、コロナの影響で町営住宅が必要になった人に対しては、町営住宅は使えるようにしますってことなんですけど、具体的にコロナの影響でっていうのは、どこまでを指すんですかね。コロナにかかった人とか、コロナによって職を失った人とか、さまざまあると思うんです。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

コロナの影響によって職等を失いまして、住宅に困窮しているというようなことで、とらまえております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい。今、国の制度でですね、社協の貸付資金、福祉資金なんかでもですね、コロナの影響の範囲っていうのは大幅に拡大されています。なんで、やはりこの辺もちょっと注目していただいて、ただ単にコロナになって仕事を失ったっていうことを証明せなあかんとかいうことじゃなくて、全体としてですね、見ていって入れるようにしていく。私、町営住宅を増やす必要が今出てきてますよという質問もしてるんですけども、コロナの影響を受けてない人っていうのはいないので、こういう幅広い広義の意味での影響を受けているという観点を持っていただけるようにしていただきたいと思います。

それから先ほど2つ目の質問で行いました就学中の子どもがいる世帯については、これはちょっと他の世帯とは切り離れた考え方が必要じゃないかというふうに私質問したんですけど、それについてはちょっと答弁がなかったと思うので、これ新しいことでありますから町長に聞きたいと思うんですけど、就学中の子どものいる世帯については、コロナ対策とか町営住宅とか、高齢者とか障がい者の話はね、建設課長から出ました。この中に子どものいる世帯については入ってなかったと思うので、町営住宅に入居する際に就学中の子どもがいる世帯、それからコロナ対策事業でも子どものいる世帯、そういうところについては、きちんと受けられるようにしていく必要はあるんじゃないかと思うんですけども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えしますが、当然コロナ対策でですね、そういった就学中の子どもを持つてる家庭っていうのは、当然注視する必要があると思います。で、先ほどから蓮池課長も言ったように、コロナで非常に困窮になった。だから、過去2年間ですよね、の納税については求めないという話をしております。ただそれ以前についてはお願いするということをしております。で、元々ですね、このコロナ対策にしても国費であるのか、県費であるのか、町費であるのか、いずれにしても税金です。だから、その税金をもって、税金払ってない方っていうのは、ちょっとどうなかなっていうことがあります。やはり子どものことを考えながらですね、そういったのは柔軟な対応はしたいと思えますけども、それもまだ今のところはそういう町の施政方針になっておりませ

るので、またそのあたりは実際どのくらいの方がいてどうなってるのかというのは、実態把握はまずしたいと思います。それからですね、検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、柔軟な対応をしていきたいという答弁がありました。これ非常に重要な答弁だったと私受け止めております。先ほど言いましたけども、最も悲惨なのはやっぱり一家心中です。だから、就学中の子どもがいる世帯については、本当に柔軟な対応をして、あらゆる制度を受けられるようにしていただきたい。即時、それは対応するというふうにしていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

集団感染のリスクが高い施設や、また個人に対して、PCR検査の軽減を、すみません、PCR検査の負担の軽減をするために町から補助を行ってはどうかという提案でございます。

国内での新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。わが町でも3月、4月とワクチン接種が始まりますが、ワクチンは万能ではありません。感染を防ぐためには、医療、高齢者施設での定期的検査など戦略的な検査拡充と感染者の追跡、保護が重要であることに変わりはありません。今回のワクチンは、重症化を防ぐ効果は確認されていますけれども、感染を防ぐ効果や人に感染させない効果はまだ未知数であります。ワクチンが国民全体に行き渡るのもまだまだ先であり、免疫ができていない多くの人たちの中で、感染を広げないようウイルスを閉じ込めていく取り組みが大切です。ワクチンはオールマイティではありません。これまでの感染対策に、新たな対策が1つ加わったという認識が必要です。全ての対策を有効に活かしてこそ、新型コロナを封じ込む展望が開きます。そこで提案をしたいと思います。

1つ目の提案は、無症状患者を含めた個人、また感染リスクの高い医療機関や福祉施設、高齢者施設や保育園、幼稚園などでPCR検査の負担を軽減するために、町が補助を行う必要があると考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町におきましても、新型コロナウイルスワクチンの供給が始まり次第、ワクチン接種を実施できるよう、接種体制を整える準備を行っているところでございます。

現時点でのワクチンの効果についての情報によりますと、ワクチン接種を受けた全ての方が感染しなくなるわけではなく、感染した場合であっても、重症化を防ぐことができるものであると聞いております。

したがって、福本議員がおっしゃるとおり、ワクチン接種が進んでも予防対策を行わなくてもよくなるというわけではなく、今後もマスク着用や手指消毒、密を避けるなどの感染症予防対策は、続ける必要があるとの専門家の意見もございます。

福本議員のおっしゃる PCR 検査の補助についてでございますが、現在、香川県では、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方については、医師が必要と判断した場合、保険診療で実施することができ、検査費用の一部負担金については県が負担することとなっております。また、先般県内の高齢者施設におきましてクラスターが発生したこともあり、議員もご存知のとおり、県が介護施設の従事者に対し一斉 PCR 検査を実施し、結果について順次公表しております。

また、先週の県本部会議におきまして、再度一斉検査を実施するという事となっております。国においても緊急事態宣言を延長することに伴い、クラスター発生を防ぐため、高齢者施設での検査を実施する方針が発表されているとともに、市中感染を探知するために、無症状者のモニタリング調査に着手したところでございます。

土庄町におきましては、まずはクラスター発生リスクのある高齢者施設の入所者及び施設従事者からワクチン接種を進め、順次、希望する方にワクチン接種を進めることを第一に、力を注いでまいりたいと考えております。

PCR 検査の補助につきましては、県内のクラスター発生に際し、最初の検査では陰性であった方が症状が出て、のちの検査で陽性に転じたというケースもございます。1 回の陰性になったということが、金科玉条になってしまえば逆に感染症の拡大を広げることにもつながると考えております。そういった例もございますので、やみくもに検査を実施するのではなく、医学的なエビデンスのもと、国、県、他市町の状況も注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今、県の補助があると。施設に対しては、という話があったと思うんですけども、やはり今こういう中で施設の負担なんかも非常に大きくなっています。PCR 検査をたくさんやることによって状況を把握していくというのは、非常に大切なことだと思いますので、県の補助に加えて町の補助を上乗せすることでですね、施設の負担も軽くなりますし、PCR 検査の数も増えていくんじゃないかな

というふうに思っています。

ただですね、この費用については、ここからは町長になるんですけど、自治体が負担するには非常に重すぎるというのは事実であります。日本共産党としましても国に対して、全額国が負担するのが筋だということで、要望、申し入れも行っておりますけども、土庄町としてもですね、自治体が補助する PCR 検査についてはですね、その費用をですね、町として国庫負担で全て求めるという動きが、運動が必要ではないかというふうに考えてます。町長に聞きたいと思います。自治体、町としての PCR 検査の補助、国庫負担を求めていく動きをつくる必要があると考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然、補助とかについてはですね、もし国のほうで負担していただけるんだったらありがたいことだと思いますし、先ほど言われたように日本共産党さんのほうで出してるのであれば、その辺を重視してですね、注視しながらまた見て、できるものであれば、本当国費で出していただいたらありがたいなと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

はい、答弁ありましたので、具体的にですね、町として土庄町町長としてですね、行動をしていただきたいと思います。で、今、町村会の副議長をされとるんですかね。であるのであれば、イニシアティブをとって町村会でそういう声をですね、土庄町からあげていただいて、PCR 検査は全て国庫負担で、自治体の負担を減らせという運動をしていただきたいと思いますということを求めて、本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

これにて一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで換気のための休憩を取ります。再開は 12 時を予定しておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

休 憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 0 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

討論、採決（議案第 6 号～議案第 25 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第 3、議案第 15 号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第16号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第17号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第17号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第18号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 7、議案第 19 号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 8、議案第 20 号 土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 9、議案第 21 号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例につい

て討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 22 号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 23 号 土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第12、議案第24号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第24号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第13、議案第25号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第25号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第14、議案第6号 令和3年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

2番 鈴木美香君。

○2番 (鈴木美香君)

令和3年度の一般会計についておおむね賛成ですが、5件の反対意見があります。町長の交際費が昨年度より減額されたとはいえ、約150万円と多額なので反対します。

小豆島ブランド推進委員会の負担金の件で、すでに小豆島はブランドであり、今年度土庄町負担1800万円。今後10年間も多額の費用負担をすることが、町として必要不可欠な事業とは思えないので反対です。

パワーボートが、町にどんなメリットがあるのか疑問なので反対します。

マイナンバーカードの件は、まだ安全対策が万全ではないと思われるので反対です。

監査委員の報酬増額について、コロナ禍の今年度ではなくてもよいと考えて反対します。

コロナ禍で多額の出費が必至な上、2つの大型建設事業が進行しています。町長が施政方針で事業の見直しや延伸、経費節減の徹底と訴えているのだから、自ら率先し、訴えどおりの財政の使い方をしてほしいです。以上です。

○議長 (濱野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

5番 岡野能之君。

○5番 (岡野能之君)

令和3年度土庄町一般会計予算について、各常任委員会で審査したところ、土庄町が事業の展開するにあたり、必要で適正な予算と認め、原案のとおり可決されているため、議案第6号に対しては賛成いたします。

○議長 (濱野良一君)

他に討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

一般会計当初予算に対する反対討論を行います。

1つ目は、パワーボートの国際大会について、予算に反対いたします。

2つ目は、マイナンバー制度導入に係る予算全体に対し、反対をいたします。

住民の利便性、行政運営の効率化の観点から戸籍制度の合理化、効率化や電子化の検討は必要であるとしても、その実現のためにマイナンバーと戸籍情報を紐づけする必要はありません。日弁連、日本弁護士連合会もプライバシー侵害性の危険性が高いと問題を指摘し、反対を表明しています。地方自治体がマイナンバーを扱うことの危険性は極めて深刻です。一旦、情報が漏洩すると悪用される可能性は、際限なく広がります。住民に与える苦痛は、土庄町独自で責任がとれるものではありません。マイナンバー制度は、住民にも町にも危険性が高い、その点から予算に反対いたします。

次に、同和事業予算に対して反対をいたします。総論から述べます。

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、一刻も早い根絶が求められています。差別根絶には、正しい歴史を理解する科学的アプローチが大切です。ところが、今行われているわが町の同和行政は、特定地域の特定団体に補助や特権を与えており、公平、公正を基礎とする行政を歪めています。同和事業の継続は、町民の中に分断、対立を生み出し、本来の目的である差別の根絶を阻害するだけでなく、新たな差別を、差別意識を生み出し、固定化させる危険性があります。速やかな同和事業の終結を求める立場から予算に反対いたします。

各論を述べます。

第1に、部落解放同盟への団体助成はやめるべきです。

第2に、特定地域の個人に対する特定補助はやめるべきです。自動車免許の取得補助や葬儀の補助は、一般行政に移行し、町民誰もが利用できる制度へと変更するべきです。改良住宅は町営住宅として、町民誰もが入居できる住宅に変更し、入居管理は町が行うべきです。

第3に、部落差別の根絶のための人権教育は、部落解放同盟言いなりではなく、学校教育の中で科学的に、歴史的教育の中で行われるべきだと考えます。そうしてこそ本当に日本の社会の中から、部落差別をなくしていくことができます。以上の点におきまして、今の同和予算に対し反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第6号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第15、議案第7号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第16、議案第8号 令和3年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第17、議案第9号 令和3年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第18、議案第10号 令和3年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第19、議案第11号 令和3年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第20、議案第12号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計予算について
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第21、議案第13号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算につ
いて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第22、議案第14号 令和3年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

- 議長（濱野良一君）
ここで暫時休憩をいたします。皆さましばらくこのままお待ちください。

休 憩 午後 0 時 16 分
再 開 午後 0 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会日程 第 3 号追加 1

別紙のとおり

○議長（濱野良一君）

ただ今、岡本経治君から土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、発議第 1 号として議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程追加第1、発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者から、趣旨説明を求めます。

6番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

発議第 1 号の趣旨説明をさせていただきます。

発議第 1 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、議案第 15 号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例の可決に伴い、総務建設常任委員会の所管のうち「企画課」を「企画財政課」に変更する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 3 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 0 時 23 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（高橋正博）

同議員（福本耕太）